

プライバシーマーク付与認定を受けることができない事業者として
「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」第8条第6号の規定に基づき定める基準

1. 該当する事業者

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年6月13日法律第83号)に規定する「インターネット異性紹介事業者」のうち、次に掲げる各項目のいずれか一つでも満たすことができない者。

(1) 基本情報の開示

次に掲げる事項をホームページにより、登録希望者又は登録者(以下「顧客」という。)が閲覧できるようにしていること。

- ① 事業者の概要(事業者名、代表者名、住所、電話番号)
- ② 提供サービスの内容と価格
- ③ 顧客相談の専用窓口の連絡先

(2) サービス提供の対象

18歳以上の独身者のみを対象としていること。

(3) サービス内容及び提供条件の明確化

顧客にサービスを提供するに当たっては、提供サービスごとの名称とその内容、対応する価格、提供する条件等を明記していること。「特定商取引に関する法律」(昭和51年6月4日法律第57号)の適用を受ける場合は、同法の規定に従って、適正に実施していること。

(4) 本人確認

登録希望者が本人であり、かつ(2)の条件を満たすことを、公的な証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管していること。

2. 施行

この基準は、運営要領第8条第6号の施行と同時に施行する。

3. 経過措置

現にプライバシーマーク付与を受けている事業者には、この基準は次回の更新時から適用する。

以上

[参考]

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。